

令和 6 年 度

岡山市内部統制評価報告書審査意見書

岡 山 市 監 査 委 員

岡 監 第 2 3 8 号
令和 7 年 9 月 1 日

岡山市長 大 森 雅 夫 様

岡山市監査委員	岩	田	康	裕
同	岡	部	宗	茂
同	成	本	俊	一
同	太	田	栄	司

令和 6 年度岡山市内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法第 1 5 0 条第 5 項の規定により，令和 6 年度岡山市内部統制
評価報告書について審査した結果，別紙のとおり意見を提出します。

なお，監査委員 岩田康裕は，地方自治法第 1 9 9 条の 2 の規定により，
財政局の所管する事項については，除斥しました。

令和6年度岡山市内部統制評価報告書審査意見

第1 審査の対象

令和6年度岡山市内部統制評価報告書

第2 審査の実施場所及び期間

監査委員室

令和7年6月19日から

令和7年8月22日まで

第3 審査の着眼点及び方法

審査に当たっては、岡山市監査基準に準拠し、評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（令和6年3月改定 総務省）の「監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、評価の根拠となる資料の閲覧及び関係職員からの説明の聴取等により審査した。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

第4 審査の結果

審査に付された令和6年度岡山市内部統制評価報告書について、運用上の重大な不備は3件として、内部統制が一部有効に運用されていないとした評価も含め、上記第1から第3までの記載事項のとおり審査した限り、評価手続及び評価結果に係る記載は相当であると認めた。

（重大な不備）

- ・施設改修工事に係る契約手続の不備（財務に関する事務）
- ・支援措置対象者に係る戸籍附票の写しの誤交付（情報の管理及び処理に関する事務）
- ・職員に対する退職手当の過少支給（財務に関する事務）

第5 意見

内部統制制度の導入から5年を経過したが、重大な不備3件を含め、誤払い、誤送付・誤交付など依然として多くの運用上の不備が認められた。特に個人情報の漏えいは、市民の安全を脅かすおそれもある。内部統制制度に対する職員一人ひとりの意識の向上及び全庁的な再発防止策の共有と徹底を図り、重大な不備の判断基準も含め、内部統制制度の更なる充実に努められたい。

なお、本市職員が、令和5年12月から令和6年10月までに再認定手続の期限が到来する障害福祉サービスの障害支援区分の再認定事務に関して、必要な手続や決裁処理を行わないまま、受給者証及び支給決定通知書を交付していた事案については、今後、事実関係はもとより当該事務に係る事務処理手続を検証の上、万全な再発防止策を講じるとともに、令和7年度内部統制評価報告書において適正に評価していただきたい。

